
第5回 飯南町議会臨時会会議録（第1日）

令和2年11月26日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和2年11月26日午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第81号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第82号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第83号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第81号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第82号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第83号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-

出席議員（10名）

1番	早 樋 徹 雄	2番	小 野 覚
3番	伊 藤 好 晴	4番	瀧 尻 行 雄
5番	門 眞 一 郎	6番	熊 谷 兼 樹
7番	内 藤 眞 一	8番	高 橋 英 次
9番	景 山 登美男	10番	安 部 丘

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 高木 ゆかり 書 記 信 藤 晃

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 碕 英 樹		
教 育 長	矢 飼 齊	教 育 次 長	永 井 あ け み
総 務 課 長	大 谷 哲 也	地 域 振 興 課 長	長 島 淳 二
企 画 財 政 課	那 須 忠 巳	住 民 課 長	藤 原 清 伸
産 業 振 興 課 長	森 山 篤	保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵
建 設 課 長	那 須 和 博	建 設 課 総 括 監	藤 原 一 也
基 幹 支 所 長	和 田 真 一	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	会 計 管 理 者	門 脇 貴 子
		代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前9時30分開議

○議長（早樋 徹雄）

定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回飯南町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、4番、瀧尻行雄君、5番、門眞一郎君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日、午前9時より議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会委員長より、委員会の報告を求めます。

3番、伊藤好晴 議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○議会運営委員長（伊藤 好晴） はい。3番。

おはようございます。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催し、本臨時会の議事日程について協議しましたので報告いたします。

会期は、11月26日、本日1日限りといたします。

日程は、この後、会期の決定、議案の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決を行って、閉会といたします。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。先ほど議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定いたしました。

ここで山碕町長から、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

○町長（山碕 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

おはようございます。議長のお許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第5回飯南町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはお揃いでご出席をいただきまして、開会の運びになりましたことを、まずもって厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

1点、ご報告でございますけれども、ああして先に塚原副町長より一身上の都合によりまして辞職願が提出になっておったところでございますけれども、一昨日、24日付で承認をいたしまして、同日塚原副町長は退任をされたところでございます。

こうしたことで、しばらくの間、副町長不在の行政運営となるわけでございますけれども、私並びに管理職をはじめといたしまして、職員一致して支障なきように努めてまいり所存でございますので、議員各位の一層のご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案いたします案件でございますけれども、飯南町議会議員、飯南町特別職、そして飯南町職員の期末手当の支給割合について改正する条例、3件について議決を求

めるものでございます。

これは、島根県におきましては、島根県人事委員会より職員の給与に関する報告を受け、今年30日に島根県議会に、人事委員会の報告に沿った提案をされることとされていることから、本町におきましても、県と同様の措置を取るべく、関係条例を改正いたしたいものでございます。詳細には担当課長して説明いたさせますので、ご審議をいただきまして適切なるご議決をお願いをいたします。

日程第3 議案第81号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、議案第81号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷総務課長。

○総務課長（大谷 哲也） 番外。

議案第81号について説明します。

飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（平成20年飯南町条例第32号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月26日 提出。飯南町長。

1 ページの改正条文は説明を省略をさせていただきます。

2 ページ説明資料をご覧ください。

1、提案理由です。島根県議会議員の期末手当の支給割合の例に倣い、期末手当の支給割合の改正を行うものでございます。

条例の概要でございます。（1）令和2年度の対応でございますが、12月支給を改正後100分の157.5とするものでございまして、※印で書いておりますが令和2年度については12月支給分で0.05月分を減額するものでございます。

（2）令和3年度以降でございます。令和3年度以降につきましては、6月支給、12月支給いずれも100分の160に改正をさせていただき、結果的に令和3年度は年間支給で0.05月を減額するものでございます。

3、施行期日でございます。2の（1）令和2年分については、令和2年12月1日の施行でございます。2の（2）令和3年分については、令和3年4月1日施行でございます。これによりまして、年間の支給でいいますと、これまで3.25月分が、3.20月分となるものでございます。

3 ページ、4 ページに新旧対照表を添付しておりますのでご確認いただきますようお願いいたします。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これより討論を行います。

討論はありますか。

まず、反対者から発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者から発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これより、議案第81号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

議案第 81 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 81 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 82 号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 4、議案第 82 号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷総務課長。

○総務課長（大谷 哲也） 番外。

議案第 82 号について説明します。

飯南町特別職の職員の給与に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 36 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 11 月 26 日 提出。飯南町長。

1 ページの改正条文は省略をさせていただきます。

2 ページの説明資料をご覧ください。

1、提案理由でございます。島根県の特別職（知事等）の期末手当の支給割合の例に倣い、支給割合の改正を行うものでございます。

概要でございますが、先ほどの議案第 81 号と同様に、令和 2 年度は、12 月の支給月を 157.5 にかえるもの。結果、令和 2 年度については 12 月支給分で 0.05 月分の減でございます。

また、令和 3 年度以降につきましても、6 月と 12 月を 100 分の 160 に改正し、令和 3 年度は年間で 0.05 月の減となっております。

施行期日につきましても、令和 2 年 12 月 1 日、それから令和 3 年 4 月 1 日と 2 段階で分けております。これをもちまして、年間で 3.25 月分が、3.20 月分の支給割合となるものでございます。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これより、議案第82号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

議案第 82 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 82 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 83 号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 5、議案第 83 号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷総務課長。

○総務課長（大谷 哲也） 番外。

議案第 83 号について説明します。

飯南町職員の給与に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 39 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 11 月 26 日 提出。飯南町長。

1 ページの改正条文は省略をさせていただきます。

2 ページ説明資料でございます。

1、提案理由。島根県職員の例に倣い、期末手当の支給割合を改正するものでございます。

条例の概要でございます。令和 2 年度分につきましては、12 月分を 100 分の 115 とするものでございます。なおカッコ書き 100 分の 57.5 は再任用職員の率でございます。令和 2 年度分については、12 月支給分で 0.05 月分を減額するものでございます。

（2）令和 3 年度以降でございます。6 月 12 月いずれも 100 分の 117.5。再任用については 100 分の 60 と改定するものでございます。

この結果令和 3 年度分は、職員の期末手当の年間支給割合を 2.4 月分から 2.35 月分とするものでございます。同じく、再任用職員の期末手当の年間支給割合を 1.25 月分から 1.20 月分とするものでございます。

施工期日につきましては、令和2年12月1日、令和3年分については令和3年4月1日からということでございます。

3ページ、4ページ新旧対照表をご確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者から発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。3番。

審議中の議案につきまして反対の立場で討論を行います。

本年の人事委員会勧告は、勧告の基礎となる民間給与の実態調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせたうえで、2回に分けて実施したとされています。

先行して調査を実施した特別給（ボーナス）等については、10月30日に報告・勧告を実施し、月例給については11月11日に報告を実施しております。

内容は、期末・勤勉手当（ボーナス）の引き下げで、月例給の改定はありませんでした。

これは、人事院が10月7日に行った勧告を踏襲するもので、期末手当を0.05か月削減する内容であります。

本勧告内容には4つの問題点があると考えております。

1つは、公務員の賃金引き下げにより、すべての労働者の賃金引き下げにつながっていくという点であります。

2つめには、消費増税や新型コロナ禍の下で、マイナス勧告は地域経済に大きな影響を及ぼす点であります。

3つめに、慢性的な長時間労働の是正についても必要としながら踏み込んでいません。

そして、非常勤職員の処遇改善につながる具体的な言及や方策が示されておりません。
以上の4点であります。

懸命に奮闘し続けている公務労働者のがんばりに対して、新型コロナウイルス感染防止対策や長時間・過密労働解消に必要な人員の確保、併せて会計年度職員の処遇改善こそ必要であります。

以上の観点から、期末手当引き下げの条例改正に反対するものであります。
以上であります。

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者から発言を許します。他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これより、議案第83号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

議案第83号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、本臨時会の議事日程はすべて終了いたしました。町長からあいさつの申し出がありますのでこれを許します。

○町長（山碕 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

ただいまは、提案いたしました全議案につきまして原案どおりの可決をいただきました。誠にありがとうございました。

このことにつきましては、12月定例会補正予算に反映をいたしまして、しかるべき実行をしていきたいと思っております。そうした時に、今回のこの引き下げ、職員給などの引き下げにつきましては、7年ぶりの措置ということになるわけでございます、そ

の根底には、このコロナでのこうした多くの事業所、企業の皆さま方の打撃というのが反映されておるわけでございまして、この言うまでもなく飯南町職員のこうした給与のことにつきましては、飯南町経済の物理的、精神的に大きな影響を及ぼすものであるというふうに考えておりました、決して好ましいことではないというふうに思っております。そのような中で、これまでコロナの関係での住民の皆さま方、あるいは企業の皆さま方、事業所の皆さま方の支援に対しましては、ほんとに議会の皆さま方ご指導いただきまして、またご理解を賜りまして、数次にわたる支援をうってきておりました。ほんとに感謝の手紙もいただいておりますところでございまして、一定のその効果というのは発揮されてきておると思っております。

そうした矢先に、いわゆるこの第3波ということございまして、これまでご案内のとおりで、ちょっと数字はまだ確かめて集計しておりませんが、報道にありますようにリンゴ園については開幕以来のですね、その多くのお客様にも来ていただいておりますというようなこともありました。

あるいは、また、そのサービス業につきましてもですね、ああしてたくさんのお客様に最近来ていただいておりますけれども、いわゆる今のこの国全体の状況からいたしますと、かなり深刻な状況も生まれるんじゃないかというふうに思っております、そのことはこの飯南町のですね、住民の皆さん方の生活、あるいは経済にいかなる影響があるかしっかりと注視をしていかななくてはならないというふうに思っておりますとここでございまして、議員の各位におかれましてもですね、こうして住民の皆さま方に直接接しられる機会が多いわけでございますので、またこうした町の支援策などにつきましてですね、またいろいろ意見を賜りたい、ご指導賜りたいというふうに思うところでございます。

本日はこうして、可決いただきましてほんとに重ねてお礼を申し上げます、今後のご指導をまたお願いいたしまして、あいさついたします。ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄）

これで、令和2年第5回飯南町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前9時52分閉会
